

こどもの権利ハンドブック制作業務

公募要領

1 目的

この要領は、令和6年2月定例会閉会日に提案される「徳島県こども未来応援条例（案）」の趣旨を踏まえ、発達段階に応じ「こどもの権利」や「徳島県こども未来応援条例（案）」について解説するハンドブックを制作する「こどもの権利ハンドブック制作業務」について、業務の委託先を決定するために行う公募型プロポーザルの実施に際して必要な事項を定める。

2 業務概要

本事業の業務を受託した者は、以下の内容について実施するものとする。

(1) 業務名

こどもの権利ハンドブック制作業務

(2) 業務内容

詳細は別添「こどもの権利ハンドブック制作業務仕様書」のとおり。

なお、ここに定めのない事項については、必要に応じて委託者と受託者で協議して決定する。

(3) 実施主体

徳島県未来創生文化部こども未来局こどもまんなか政策課

(4) 履行期間

契約締結日から令和6年12月20日（金）まで

なお、この契約は、令和6年度予算を審議する徳島県議会における、当初予算の成立を条件とする。

(5) 見積限度額

3,900千円（消費税及び地方消費税を含む。）

(6) スケジュール

令和6年2月27日（火）募集開始

令和6年3月8日（金）午後5時まで 参加申込締切、質問受付締切

令和6年3月22日（金）午後5時まで 企画提案書の提出締切

令和6年3月下旬 審査、審査結果通知

令和6年4月上旬 契約締結・業務開始

3 参加資格要件

このプロポーザルに参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱（昭和56年徳島県告示第26号）第4条第1項の規定による審査を受け、資格を有すると認められた者であること。

(3) 徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止又は指名回避の措

置の対象となっていない者であること。

(4) 役員に、次の①又は②のいずれかに該当する者がいないこと。

① 破産者で復権を得ない者

② 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

(5) 次の①から③までのいずれかに該当する者でないこと。

① 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づき再生手続開始の申立てをされた者で、同法第174条第1項の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）

② 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。以下同じ。）がなされている者（同法に基づき更生手続開始の申立てをされた者で、同法第199条第1項若しくは第2項又は第200条第1項の規定による更生計画認可の決定を受けている者を除く。）

③ 破産法（平成16年法律第75号）に基づき破産手続開始の申立てがなされた者及びその開始決定がされている者（同法附則第3条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係るものを含む。）

(6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。

(7) 特定の政治活動又は宗教活動等を主たる目的とした法人、公序良俗に反する等適当でないと認められる者ではないこと。

4 資格審査の申請の方法

3（2）において、資格を有していない者は、一般競争入札参加資格申請書（様式第1号、この様式については徳島県ホームページからダウンロードするか、管財課において配布されているものを使用すること。）に必要書類を添付して、企画提案参加申込書の提出期限までに、下記に示す提出場所へ持参しなければならない。（申請内容について審査を担当する職員から説明を求められた場合にはこれに応ずるものとする。）資格審査の結果については、申請者へ通知が行われる。

(1) 参加資格申請書の提出場所（持参のみ）

〒770-8570 徳島市万代町1丁目1番地 徳島県庁4階

徳島県経営戦略部管財課調度担当

電話：088-621-2066

ファクシミリ：088-621-2828

E-mail：kanzaika@pref.tokushima.jp

5 企画提案参加の手続き等

(1) 提出場所、問合せ先

〒770-8570 徳島市万代町1丁目1番地

徳島県未来創生文化部こども未来局こどもまんなか政策課こども企画担当

電話：088-621-2551

ファクシミリ：088-621-2843

E-mail：kodomomannakaseisakuka@pref.tokushima.jp

(2) 企画提案参加申込書等の提出方法

- ① 用紙サイズはA4版とする。
- ② 提出書類
 - ア 企画提案参加申込書(様式1)
 - イ 公募型プロポーザル参加資格確認書(様式2)
- ③ 提出方法
1部を持参又は郵送(電子メール可)する。
- ④ 提出期限
令和6年3月8日(金)午後5時必着

(3) 質問受付

- ① 質問内容
原則として、業務内容や手続きに関する事項に限るものとし、他の参加者からの企画提案書提出状況や積算に関する内容等の質問は受け付けない。
- ② 質問方法
質問書(様式5)により行うものとし、上記「(1)提出場所、問合せ先」のメールアドレス宛てに、質問書を送付すること。なお、電子メール送信後には、電話にて着信の確認を行うこと。
- ③ 質問受付期間
令和6年3月8日(金)午後5時まで
- ④ 質問に対する回答
質問者に、電子メールにより令和6年3月11日(月)までに回答するとともに、徳島県のホームページ(<https://www.pref.tokushima.lg.jp/>)に回答を掲載する。

(4) 企画提案書等の提出方法

- ① 用紙サイズはA4版とする。
- ② 提出書類
 - ア 企画提案書かがみ文(様式3)、企画提案書(様式4)
 - ※企画提案書(様式4)においては、仕様書に記載の、ターゲット①小学校1～3年生、③中学生に向けて、テーマ1「『こどもの権利』とは」(とくに「こどもの権利条約」に規定されている4つの権利)について説明するサンプルページ(各ターゲットごとにA4・2ページを上限とする)を添付すること。
 - ※提案は1案のみとする。
 - ※提案書は様式4に定める事項について網羅されていれば、任意の様式を使用して差し支えない。ただし、企画提案書かがみ文(様式3)、企画提案書(様式4)を含めA4・20ページを上限とする(履歴事項全部証明書はページ数には含めない)。
 - イ 履歴事項全部証明書
(提出日において発行日から30日以内のもの。写しでも可)
- ③ 提出方法
各7部を持参又は郵送する。
- ④ 提出期限
令和6年3月22日(金)午後5時必着

(5) その他

企画提案書等の作成費用については、選定結果にかかわらず企画提案者の負担とする。また、提出された書類については返却しない。

6 選定方法等

- (1) 県は、企画提案等の内容について順位を決定するため、委託業務企画提案選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置する。
- (2) 選定委員会は、企画提案書の内容について審査し、順位を決定するものとする。
- (3) 選定委員会は4名で構成するものとする。
- (4) 選定に当たっては、企画提案書の内容についての書面審査を実施する。
- (5) 審査の観点
 - ① 事業目的・趣旨を十分に理解した提案内容となっているか。
 - ② こどもの権利等について、十分に理解し、効果的なハンドブックの制作が期待できるか。
 - ③ ターゲットの発達段階に応じ、わかりやすいハンドブックとするための工夫があるか。
 - ④ 見積額及び積算内訳・根拠は適当で、費用対効果が高いか。
 - ⑤ 事業を適切に遂行できる実施体制となっているか。
 - ⑥ 実施スケジュールが具体的で確実に履行できるか。
- (6) 選定終了後、30日以内にすべての提案者に選定結果を通知する。

7 公募型プロポーザル参加資格確認書の提出

- (1) 本公募型プロポーザルに参加を希望する場合は、企画提案参加申込書(様式1)提出時に、公募型プロポーザル参加資格確認書(様式2)を提出しなければならない。
- (2) 前項の参加資格確認書を提出せず、又は虚偽の記載をし、若しくは確認書に反することとなったときには、当該者の企画提案書を無効とするものとする。

8 契約締結

(1) 契約方法

公募型プロポーザル方式による随意契約とし、選定委員会で最優秀提案者として選定された者と契約締結の協議を行い、見積書を徴して契約を締結する。この協議には、企画提案書の趣旨を逸脱しない範囲内での内容の変更の協議も含む。協議が不調のときは6により順位付けられた上位の者から順に契約の締結の協議を行うこととする。

(2) 契約保証金

契約保証金は免除する。

9 スケジュール

(1) 公募開始

令和6年2月27日(火)

(2) 参加申込書、企画提案書等提出期限

参加申込書 令和6年3月8日(金)午後5時まで

企画提案書等 令和6年3月22日(金)午後5時まで

(3) 審査(書面審査)

令和6年3月下旬

(4) 選定結果の通知・契約の締結

選定後、速やかに選定結果を通知し、契約締結の協議を行う。

(5) 留意事項

契約締結後でなければ事業に着手できないので、企画提案書作成にあたっては事業開始日に柔軟性を持たせた上で作成する必要があることを十分留意すること。

10 その他

(1) 本事業の実施に当たっては、本事業公募要領、仕様書、委託契約書、徳島県契約事務規則、その他別に定める規程等を遵守すること。

(2) 最優秀提案者が、提案した日から本契約締結までの期間内に「徳島県暴力団排除措置要綱に基づく排除措置」を受けたときは、当該最優秀提案者と契約を締結しないこととする。また契約後に同要綱に基づく排除措置を受けた場合は、原則として契約を解除する。